

--	--

要 求 案.

101. 3. 26.

曰車鑄鋼株式會社.

1. 解雇于去 7 150日分支給せしむ中 7.

(大正10年 3月17日. 職工 5名ヲ解

雇せらる場合, 解雇于去 = 付 7.

以上.

(大正10. 3. 26.)

解 決 案.

1. 會社 3/1 2500円ヲ提供せしむ

各自適当ニ分配せしむ.

別ニ、共済會 3/1 4人ニ付 1000円

貸別金 10日分ヲ貸付せしむ.